

手続名
国民健康保険税の申告（軽減手続き）

担当課・係（連絡先）

保険年金課 国保税係（049-251-2711 内線316）

手続説明

- ・概要
主に高校生以上の学生や専業主婦等の税法上の被扶養者や、初めて来日した外国人が国民健康保険税の軽減を受けるために所得を申告するものです。世帯全体で一定の所得以下であれば軽減が適用されますが、一人でも未申告者がいると軽減が受けられません。なお、中学生以下は申告不要です。
- ・対象者(以下の要件のいずれかを満たす方)
 - ①賦課期日に国民健康保険に加入している被保険者並びにその世帯の世帯主及び特定同一世帯所属者で、税法上の被扶養者である方
 - ②賦課期日に国民健康保険に加入している被保険者並びにその世帯の世帯主及び特定同一世帯所属者で、当該年の1月1日に日本に住所を有さない方
- ・提出期限
原則として4月15日まで（賦課期日後に納税義務が発生した方は、当該納税義務が発生した日から15日以内）

必要書類

- ・マイナンバー確認書類と本人確認書類
⇒以下URLから「マイナンバー確認書類と本人確認書類について」をご覧ください。
https://www.city.fujimi.saitama.jp/kurashi_tetsuzuki/mynumber/mynumber_seido/mainanba201410.html
- ・国民健康保険税申告書
申告書は下記の手続詳細URLからダウンロードして使用してください。原則両面印刷とし、片面印刷の場合はホッチキス等で止めてください。

※郵送での提出も可能です。

手続詳細URL

https://www.city.fujimi.saitama.jp/kurashi_tetsuzuki/03hoken/kokuken/zeimu/2011-1018-1140-16.html

出張所での取扱い	木曜延長・休日開庁の取扱い
なし	あり